豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 豊川市は、人口減少に起因する社会経済情勢の変化に対応するととも に、限られた資源を最大限活用し、住みよさを実感でき、活気があるまちづ くりを推進するため、豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議(以下「会 議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、市長の諮問に応じ、豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略 の策定について調査審議を行う。
- 2 会議は、前項に定めるもののほか、豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況の評価及び推進に関する事項について市長に意見を述べる。

(組織)

- 第3条 会議は、委員13人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の推薦を受けた者
 - (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、互選により学識経験を有する者から定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表するとともに、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、企画部企画政策課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長 が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱した委員の任期は、第4条第1項の規 定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。